

障害年金・基礎講座

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。季節は秋を迎えましたが日中はまだまだ暑く、中年太りした体は未だ発汗し続けています。(執筆時9月末頃)

自虐ネタはさておき、今回は障害年金に関する基礎的な解説を行いたいと思います。障害年金は老齢年金や遺族年金と並ぶ、年金制度3本柱の一つです。主に大病や難病を患ったり、交通事故に遭い体に障害を負ってしまったといった場合に受給するものです。

しかし、この障害年金は請求すれば誰もがもらえるというわけではなく、老齢年金や遺族年金と同じようにしっかりと年金を納めていることが絶対条件です。私の口癖でもありますが、障害年金は福祉制度ではなく、保険制度なのです。若い時分に年金を一銭も納めていなかった人が老後一銭も年金をもらえないのと同じように、どんなに重い障害を負っても年金を納めていなければ障害年金は受け取ることができません。

ただし年金を納めていたり納めていなかったりする時期がある、といった方は次にお話する保険料納付要件、つまり、どれだけ年金を納めてきたかを確認する必要があります。

保険料納付要件には二つの確認方法があります。

一つ目に、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間が保険料免除期間と合わせて3分の2以上あることです。例えば、初診日が9月15日だとすると、前々月の7月までに年金を納めなければいけない全体の3分の2以上が納まっていればこの納付要件はクリアです。

また、たとえ年金を支払っていなかったとしても免除していた場合はその期間も3分の2以上の期間に含むことができます。

さて、ここで初診日という言葉が登場しましたが、初診日とはその障害において初めて医師又は歯科医師による診察を受けた日のことをいいます。しかし障害年金における初診日は少し特殊で、例えば医師よりベーチェット病であると確定診断を受ける前に皮膚科などにベーチェット病の初期症状である口内炎などを指摘された場合、その皮膚科が初診日となります。

つまり、病名が確定した日ではなく、何らかの異常を感じて初めて病院へ行った日のことを障害年金では初診日と言うわけです。この初診日を起点とし、保険料納付要件の確認を行うのです。この一つ目の要件の中に、「初診日の前日において」とありますね。これは保険料の後出しを防ぐためのもので、年金を納めていなかった人が障害を負った日に慌てて年金を納めても要件を満たしたことはありません。非常に厳しいルールですね。

二つ目の要件として、初診日の前日において、初診日が属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことです。(初診日が平成38年4月1日以前であり、初診日が65

歳未満の場合)これを直近1年要件と言います。例えば、9月15日が初診日だとすると、前々月である7月までの1年間に未納がなければ、たとえ一つ目の要件にある3分の2以上の納付がなくてもクリアできます。全体の3分の2以上というのがあまりに厳しい要件で満たせない人が多かったために救済策として設けられた要件です。少なくとも直近1年間に払い忘れがないことと考えれば、グッとハードルは下がりますよね。

さて、この初診日ですが障害年金を請求する上で最も争いの多いことと言って差し支えないでしょう。なぜなら、病院にカルテが残っておらず証明が取れない(カルテの保存期間は最後に受診した日から5年)、初診日が何十年も前にあり記憶が定かでない等、初診日の証明が取得できない状況が生まれるからです。

この記事を読んでいる方の中にも初診日で苦勞された方がいらっしゃるかと思います。障害年金を請求する人は例外なく初診日を確定(証明)させなければなりません。それはやはり、冒頭でも申し上げたように保険制度だからです。初診日を確定させて、それ以前にどれぐらい年金を納めてきたかを確認する必要があるわけです。

しかし、そうはいつても初診日から数十年が経過している場合も当然あるわけで、そう簡単に初診日を証明することはできないケースも多々あります。その際にはいろいろな方法があり、誌面の都合上割愛しますが、そういった時こそ私たち社会保険労務士の出番です。自身で難しい場合、行き詰まってしまった場合は諦める前にお近くの専門家に相談することをおすすめします。

さて、初診日が確定したら次に自分が初診日においてどの保険制度に加入していたかを知る必要があります。障害年金には2種類あり、初診日に厚生年金(公務員等の共済含む)に加入していた人は障害厚生年金となります。また初診日に国民年金に加入していた人は障害基礎年金になります。厚生年金は一般的なサラリーマンや公務員等、国民年金は学生や自営業、3号(サラリーマンの妻)などが該当します。

障害基礎年金は2級まで、障害厚生年金は1級2級に加えその下に3級と障害手当金があります。初診日当時国民年金に加入していた人は必然的に2級までしかなく、3級程度の障害だと受給は難しくなります。厚生年金に加入していた人の方が比較的軽い障害状態でも受給できる可能性は広がります。

障害基礎年金は年額固定ですが(平成29年度、2級・779,300円)、障害厚生年金はこれまでのお給料やボーナスに加え、どのくらいの期間年金を納めてきたかで一人一人金額が異なります。

そして、障害年金には認定日請求と事後重症請求という二種類の請求方法があります。障害年金では初診日より1年半経過した日のことを障害認定日と言います。原則としてこの認定日を迎えないと障害年金を請求することはできません(一部例外あり)。この認定日までの1年半は待期間のようなもので、この間に症状が悪化したり改善したりとよく変動することが考えられるため、少し様子を見てある程度症状が落ち着いた状態になって

から請求しましょうという意味合いだと思います。

もし認定日が過ぎた後に請求をする場合、さかのぼって請求することもできます。最大で過去5年分の受給ができますが、そのためには認定日当時、つまり、初診日から1年半後の障害状態が等級に該当している必要があります。そのため、当時の障害状態を示す障害認定日から3ヶ月以内の診断書が必須となります。認定日請求は初診から1年半経過後といったピンポイントの診断書が必要なため定期的に検査を受けていなければ当時の診断書を取得することは難しくなります。

もし認定日請求ができない場合は事後重症請求と言い、未来に向かって受給する方法を取ります。認定日当時まだ等級に該当するほどではなかった、また認定日が何十年も前にあり病院の廃院やカルテの廃棄等で認定日当時の診断書を取ることができない、といった場合に行う請求です。

このように認定日当時から請求するか、現在から請求するかといった極端な選択となります。障害状態に該当した時にさかのぼって請求できるというわけではありません。事後重症請求をするときは提出をした翌月から受給権が発生しますから、なるべく早く請求する必要があります。遅れるということは、もらえるはずだった障害年金をみすみす捨てているようなものです。

さきほど初診証明の方法を割愛すると言いましたが、その一つを紹介しておきましょう。ベーチェット病のようにいわゆる難病等の場合、長い年月をかけて障害が重症化しますよね。そのようなケースでは初診日が何十年も前にあるためなかなか証明が難しいケースがあります。そんなときは第三者証明と言って、当時の障害状態や病院を受診していたことを知り得る人に書面で証明してもらい初診証明に代替する方法があります。

私も網膜色素変性症という難病に罹患しており眼の障害がありますが、この病気もゆっくりゆっくり進行するため、50代60代の方が10代や20代のときの発病を証明しなければいけないことが多いのです。第三者証明は以前までは10代の初診証明をするためのもの、つまり障害基礎年金でしか採用することができませんでしたが、現在は厚生年金期間の証明も第三者証明を利用することが認められています。

そして何においても障害状態が等級に該当しているかどうかということが大事です。請求が審査される際、全国統一の障害認定基準というものが存在します。ベーチェット病は様々な部位に症状が表れますが、例えば眼の症状の場合で言うと、視覚障害に関しては左右両眼の合計値が0.04以下であれば1級に該当します。2級であればこれも左右両眼の合計値が0.05以上0.08以下と決められています。障害厚生年金にのみ存在する3級においては、両眼の視力が0.1以下であれば受給可能です。0.1以下というところまで低い視力という感じはしませんが認定基準上は十分該当します。

また、その下には障害手当金というものが存在しており、これは年金で支給するほど症状として重くないため一時金として支給される性質のものであります。しかしながら、認定基準には「障害手当金は傷病が治っていないものであれば3級となる」といった規定があります。障害年金においては「症状固定」という考え方があります。症状固定とは症状が治ったという意味合いで使われていますが、これは一般的に言う「病気が完治した」という意味ではなく、ある程度症状が進行した上でそれ以上改善は見込めないが悪化もしない状態のことを指します。しかしいわゆる難病と呼ばれるものには症状が今後も進行することが予想されるものが多いですね。そのような場合は障害手当金レベルであっても、一つ上の等級である3級に該当するという事です。ちなみに視力でいうと両眼の視力0.6以下がこれに該当します。ずいぶんハードルが下がりましたよね。まさかこの程度で障害年金に該当するなんてほとんどの医師は知りませんし、年金事務所や市役所の職員でも知らない人が結構います。

毎回お伝えしていることではありますが、やはりこういった情報は知らないと損ばかりしてしまいます。これを読んで知識を増やされた皆さん、ぜひまだ知らないご家族や友人に教えてあげてください。そして、私たちのような専門家に遠慮なく相談してください。情報を共有して一人でも多くの難病患者さんが適正な障害年金を受給できることを願っています。

それではまたお目にかかりましょう。

「わだち」ベーチェット病友の会
2017年12月 (No.81)